

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた
措置の内容の公表

横浜市報定期第95号 別冊

総コ第 301 号
令和 4 年 2 月 7 日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、各区局が改善し、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

担 当：総務局コンプライアンス推進室
電 話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.jp

財務監査等(市長部局)

No.	監査種別	年度	指摘区局名(括弧)は単 に所管区局 であることを 示す	対象課又は 所管課	指摘団 体名	表題等	措置の内容
1	財務監査	R1	医療局	がん・疾病 対策課	-	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 1(1) 経理事務等 イ 補助金事務に関する指摘事項 (ア) 交付要綱等 a 「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針(平成21年9月制定)」によれば、公益性を判断する具体的な基準(内容要件、対象経費等)を交付要綱等に明記し、補助対象経費と対象外経費を明確に区別できるようにすることとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>交付要綱で定める補助対象経費について、それに含まれる範囲が明確でなかった。</p>	<p>令和2年度に当該要綱を改正し、具体的な補助対象経費を明確に定め、令和3年度の補助金から適用しました。 監査対象課では指摘事項発生原因を踏まえ、再発防止策として課内研修を令和2年2月17日に行いました。 経理担当課から局内全課に、指摘事項の内容、根拠規定、再発防止策を令和2年2月6日に周知しました。 周知を受けた各課は指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を経理担当課に報告しました。</p>
2	財政援助 団体等監査	R1	(経済局)	雇用労働課	公益財 団法人 横浜市シ ルバー 人材セン ター	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2(1)財務諸表等の表記などに関する指摘事項 ア 財務諸表【出資団体】 「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならずとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>退職給付引当資産の積立限度額は、団体の要綱では翌年度以降の退職者に対する退職給付要支給額(退職給付引当金)までとされているが、平成30年度の退職者に対して支払う未払金に計上された退職金を含めて積立てを行ったため、退職給付引当資産が退職給付要支給額を超えていた。 また、退職給付引当金の算定に当たり、自己都合退職の支給率で計算すべきところ、定年退職の支給率で計算していたため、退職給付引当金が過大に計上されていた。この結果、退職給付引当資産についても、過大に計上されていた。</p>	<p>令和2年度補正予算において、退職給付引当金の算定方法を定年退職の支給率から自己都合退職の支給率に変更し、その差額分を退職給付引当金戻入額として計上しました。 また、発生原因が担当する職員の知識不足にあることから、再発防止策として、決算書の財務諸表に対する注記欄に「退職給付引当金は期末退職給付の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。」との文言を追加し(令和3年6月評議員会承認)、ミスが生じないように改めました。 以上の点を令和3年12月に団体内の職員に周知しました。</p>
3	財政援助 団体等監査	R1	(経済局)	雇用労働課	公益財 団法人 横浜市シ ルバー 人材セン ター	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2(1)財務諸表等の表記などに関する指摘事項 ア 財務諸表【出資団体】 「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならずとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>これまでに貸倒損失が発生しているため、決算時に将来の貸倒れに備えて過去の貸倒実績等に基づき貸倒引当金を算定すべきところ、算定していなかった。</p>	<p>令和2年度補正予算において、会計区分毎に過去の貸倒実績率に基づいて貸倒引当金を算定し、差額を貸倒引当金戻入額として計上しました。 また、発生原因が担当する職員の知識不足にあることから、再発防止策として、決算書の財務諸表に対する注記欄に「貸倒引当金は債権に対する貸倒損失に備えるため、貸倒実績率により計上している。」との文言を追加し(令和3年6月評議員会承認)、ミスが生じないように改めました。 以上の点を令和3年12月に団体内の職員に周知しました。</p>
4	財政援助 団体等監査	R1	健康福祉局	障害支援課	-	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2(2) 指定管理(公の施設の管理運営)に関する指摘事項 ア 協定等の不備 建物・設備の保守点検等の指定管理施設の管理運営に関する業務に関しては、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン(平成21年10月策定)」によれば、協定書において、仕様書・維持管理業務一覧表等により具体的に規定することとされている。しかしながら、横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター及び横浜市磯子区精神障害者生活支援センターにおいては、清掃等の内容や頻度について協定書で具体的に規定されておらず、管理運営の具体的な実施水準が明確になっていなかった。</p>	<p>令和3年度から新たな10年間の指定期間となったため、その基本協定書において清掃等の内容や頻度について具体的に規定しました。また、再発防止策として障害支援課内部の引継書に基本協定書の作成にかかわる事務の内容を盛り込みました。 指摘事項、是正対応についての局内への周知・共有を令和3年12月27日に実施しました。</p>

財務監査等(市長部局)

No.	監査種別	年度	指摘区局名(括弧)は単 に所管区局 であることを 示す	対象課又は 所管課	指摘団 体名	表題等	措置の内容
5	財政援助 団体等監査	R1	健康福祉局	障害支援課	-	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2(2) 指定管理(公の施設の管理運営)に関する指摘事項 イ 管理運営に関する情報の本市ウェブページに掲載されていなかったもの 施設運営の透明性を図り、市民への説明責任を果たすため、「管理運営に関する情報の公表 及び情報公開規程の作成徹底について(通知)(平成26年10月22日政共第314号)」によれ ば、事業報告書、事業計画書、第三者評価結果などの管理運営に関する情報については、本 市ウェブページに掲載することとされている。しかしながら、これらが掲載されていなかった。</p> <p>(横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター・横浜市磯子区精神障害者生活支援セン ター) ・事業報告書…平成26年度分～平成30年度分 ・事業計画書…平成27年度分～令和元年度分 ・第三者評価結果…平成29年度実施分</p>	<p>令和3年4月までに本市ウェブサイトへの掲載を行いました。また再発防止策として障害支 援課内部の引継書に事務作業の内容を盛り込みました。 指摘事項、是正対応についての局内への周知・共有を令和3年12月27日に実施しました。</p>
6	財政援助 団体等監査	R1	(経済局)	雇用労働課	公益財 団法人 横浜市シ ルバー 人材セン ター	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2(6) その他指摘事項 ウ 経費負担【出資団体】 公益財団法人横浜市シルバー人材センターの神奈川事務所は本市施設の一部の貸付けを 受け使用しているが、光熱水費等の負担については取り決めがなく、団体は負担せず本市が 負担していた。</p>	<p>他施設の本市所管部署と調整し、令和3年12月に覚書を取り交わし、占有面積で按分した 光熱水費等を負担することとなりました。 また、発生原因が光熱水費等の取扱いに関する認識不足にあることから、光熱水費等の取 扱いの再確認を行い、令和3年12月に指摘事項を団体内の職員に対して周知しました。</p>
7	財務監査	R2	総務局	地域防災課	-	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 1 財務監査 (1) 経理事務関係 ア 公有財産(土地・建物)の管理事務に関する指摘事項 (ア) 公有財産台帳への登録事務 a 公有財産規則によれば、公有財産について、取得、所管換、所属替、処分その他の事由に よる増減異動があったときは、速やかにこれを公有財産台帳に登録することとされている。し かしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>地域防災拠点防災備蓄庫(建物)298件が公有財産台帳に登録されていなかった。</p>	<p>公有財産台帳に未登録だった地域防災拠点防災備蓄庫について、令和4年1月末までに全 件登録完了しました。</p> <p>経理担当課としては、令和3年3月に指摘事項を局内共有し、YCANの総務局総務課経理担 当ページに掲載しました。</p>
8	財務監査	R2	総務局	地域防災課	-	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 1 財務監査 (1) 経理事務関係 ア 公有財産(土地・建物)の管理事務に関する指摘事項 (ア) 公有財産台帳への登録事務 b 「令和元年度公有財産(土地・建物)の異動等に伴う土地・建物管理システムの入力開始及 び令和2年度の土地情報公表について(依頼)(令和2年1月7日財管財第1124号)」によれ ば、建物については1区域の土地にある建物ごとに1件として登録することとされている。し かしながら、1区域の土地にない神奈川区内2箇所及び保土ヶ谷区内3箇所の地域防災拠 点防災備蓄庫(建物)について、それぞれ1件として登録されていた。</p>	<p>誤った登録をされていた地域防災拠点備蓄庫については、令和4年1月末までに公有財産 台帳に正しく登録し直しました。</p> <p>経理担当課としては、令和3年3月に指摘事項を局内共有し、YCANの総務局総務課経理担 当ページに掲載しました。</p>

財務監査等(市長部局)

No.	監査種別	年度	指摘区局名(括弧)は単 に所管区局 であることを 示す	対象課又は 所管課	指摘団 体名	表題等	措置の内容
9	財政援助 団体等監査	R2	(都市整備局)		一般社 団法人 横浜みな とみらい 21	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2財政援助団体等監査 (1) 財務諸表等の表記などに関する指摘事項 ア「公益法人会計基準(昭和52年3月設定)」によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならぬとされている。また、財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>団体の職員給与規程では、退職手当の計算に当たり、一定以上の職務に就いている者に対して退職手当の調整額を含めて算定すべきところ、調整額が退職給付引当金に計上されていなかった。</p>	<p>退職給付引当金に調整額を計上していなかった誤りの原因が担当者の知識不足、責任職の確認不足であったため、令和3年2月再発防止策として、決算資料調製時や規定改正時などに職員給与規程の読解を実施し、令和2(2020)年度決算資料の退職給付引当金に適正に計上しました。</p> <p>また、経理係から指摘事項及び再発防止策について令和3年2月局議で全課に周知し、令和3年5月各課庶務担当係長及び経理担当者向けの経理基礎研修内で再度周知しました。類似団体を所管する課(都市交通課)では、令和3年2月に所管する2団体(横浜高速鉄道株式会社、横浜シティ・エア・ターミナル株式会社)に周知しました。</p>
10	財政援助 団体等監査	R2	総務局	地域防災課	-	<p>監査報告書 第2 監査の結果等 2財政援助団体等監査 (3)補助金に関する指摘事項 ア交付要綱 (イ)「負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針(平成21年9月制定)」によれば、公益性を判断する具体的な基準(内容要件、対象経費等)を交付要綱等に明記し、補助対象経費と対象外経費を明確に区別できるようにすることとされている。しかしながら、「横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱(平成8年4月制定)」、「中区体育協会補助金交付要綱(平成16年4月制定)」及び「金沢区体育協会補助金交付要綱(平成6年4月制定)」では、補助対象となる事業・活動等は明記されているものの、補助対象となる経費の範囲が明確でなかった。</p>	<p>「横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱(平成8年4月制定)」を令和3年4月に改正し、要綱の様式により経費の例示を行うことで、補助対象となる経費を明確化しました。</p> <p>経理担当課としては、令和3年3月に指摘事項を局内共有し、YCANの総務局総務課経理担当ページに掲載しました。</p>

教 総 第 1749 号
令和4年2月10日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也



監査の結果に基づく措置等について (通知)

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づいて、措置を講じたものを別添様式のとおり通知します。

教育委員会事務局総務課

Tel 671-3280

Fax 663-5547

No.	監査種別	年度	指摘区局名 (括弧)は単に 所管区局であ ることを示す	対象課又は 所管課	指摘団体名	表題等	措置の内容
	財務監査	R2	教育委員会 事務局	学校支援・ 地域連携課	-	監査報告書 第2 監査の結果等 1 財務監査 (1) 経理事務関係 工現金、金券類及び物品の管理事務等に関する指摘事項 (カ) その他 b 会計規則によれば、歳入金を徴収する原因を生じたときは、直ちに徴収金額等を調定し、市の債権を明らかにした上で、納入に対して納入の通知をしなければならないとされている。しかしながら、次のような事例が見受けられた。	
1							【夜間照明使用料】 夜間照明使用料の調定については、請求月10日に実施される銀行データ作成に合わせて報告書による利用状況報告を取りまとめ、請求額を確定するよう事務手順の見直しを行いました。 このことにより、令和3年10月使用分から、納入の通知前に調定を行うよう改めました。 経理担当課としては、令和3年1月に指摘事項を局内に周知しました。指摘を受けた課を対象に再発防止策を講じることを求めるとともに同様の経理事務を扱う課においても、指摘を受けた事務が適切に行われているかの確認かつ防止策を講じることを求めました。
2						納入の通知後に調定を行っていた。	【高等学校授業料】 高等学校授業料の調定については、各横浜市立高校(9校11課程)から、根拠となる月初の生徒数等を毎月5日までに学校支援・地域連携課に報告するよう、令和2年12月の市立高校事務長会において依頼しました。 このことにより、令和3年1月から全校分を学校支援・地域連携課で一括して、報告を受けた在籍者数により毎月調定を行うよう改めました。 経理担当課としては、令和3年1月に指摘事項を局内に周知しました。指摘を受けた課を対象に再発防止策を講じることを求めるとともに、同様の経理事務を扱う課においても、指摘を受けた事務が適切に行われているかの確認かつ防止策を講じることを求めました。
3						調定を年度終了後に一年度分まとめて行っていた。	【高等学校授業料】 高等学校授業料の調定については、各横浜市立高校(9校11課程)から、根拠となる月初の生徒数等を毎月5日までに学校支援・地域連携課に報告するよう、令和2年12月の市立高校事務長会において依頼しました。 このことにより、令和3年1月から全校分を学校支援・地域連携課で一括して、報告を受けた在籍者数により毎月調定を行うよう改めました。 経理担当課としては、令和3年1月に指摘事項を局内に周知しました。指摘を受けた課を対象に再発防止策を講じることを求めるとともに同様の経理事務を扱う課においても、指摘を受けた事務が適切に行われているかの確認かつ防止策を講じることを求めました。
4						収入済額のみを調定額としていた。	【夜間照明使用料】 夜間照明使用料の調定については、請求月10日に実施される銀行データ作成に合わせて報告書による利用状況報告を取りまとめ、請求額を確定するよう事務手順の見直しを行いました。 このことにより、令和3年10月使用分から、納入の通知前に調定を行うよう改めました。 経理担当課としては、令和3年1月に指摘事項を局内に周知しました。指摘を受けた課を対象に再発防止策を講じることを求めるとともに、同様の経理事務を扱う課においても、指摘を受けた事務が適切に行われているかの確認かつ防止策を講じることを求めました。